

第23期第8回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成30年2月5日(月曜日) 13:30~14:30
(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第12番	小野春雄
第2番	石山敏夫	第13番	曾我部英敏
第3番	藤田幸正	第14番	合田有良
第4番	岩崎紀生	第16番	伊藤愼吾
第5番	小野義尚	第17番	渡邊勝俊
第6番	寺尾俊行	第18番	松本勝美
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫
第9番	矢野重明		
第10番	藤田幸隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第7番	横井直次
農業委員	第11番	近藤美喜男
農業委員	第15番	池田辰夫

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	鴻上幸広	事務局次長	横川俊彦
事務局次長	原道樹	農政係長	山之内奈緒美
農地係長	田中賢禪	主事	池田有里
臨時職員	中山麻美		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 収入保険制度等について



13時30分開会

○原事務局次長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員16人・推進委員15人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

厳しい寒さが続いております。特に、インフルエンザが流行しており、A型からB型に移っていく時期ですが、今年は重なっておると聞いております。学級閉鎖をしているところもあると聞いておりますので、みなさん、体調に気を付けて、新居浜農業に御尽力いただきたいと思います。

それでは、ただいまから第8回新居浜市農業委員会 総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は、収入保険制度等についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において伊藤慎吾委員と渡邊勝俊委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項1件ございます。

1 ページをご覧ください。

議案第1号「農地の使用貸借権設定について」と議案第2号「農地の所有権移転について」は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原事務局次長

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第1番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第2号の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

2 ページをお開きください。

議案第1号第1番は、光明寺一丁目及び二丁目、田2筆、2筆の合計面積1, 201平方メートル、

4 ページをお開きください。

議案第2号第6番は、光明寺一丁目、田2筆、2筆の合計面積1, 325平方メートル、譲受人は市内在住の(1-1)さんです。

譲受人は現在、5畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、2筆の農地については、使用貸借する目的で、もう2筆の農地については、譲渡人が高齢で管理が困難であり、また譲渡人の強い要望があり、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

議案第1号第1番及び議案第2号第6番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号まで

の許可要件について調査書を配布させていただいております。1 ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、議案第1号1番及び議案第2号6番については地元委員であります田坂健次委員から報告をいただきます。

田坂委員をお願いします。

田坂委員

譲受人が申請している農地の使用貸借権設定と所有権移転に関する農地の利用状況については、現在きちんと管理されており、耕作できる状態にあります。また、地域との調和要件についても、現地調査を行いました。特に問題ありません。許可要件は、記載の通り、すべてクリアしており、譲受人は農業に対する意欲が十分あり、権利取得後はきちんと耕作をし、農地利用最適化の推進に協力していただければと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第1号1番及び議案第2号6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の使用貸借権設定について」と議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

5 ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の

申請で、申請件数は、1件です。

6ページをお開きください。

1番、萩生 字岸ノ下、田1筆、申請人は、(3-1)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、1番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、8件です。

8ページをお開きください。

18番、寿町、畑2筆、譲受人は、(4-1)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟) 175.29平方メートル、一体利用地として、宅地 236.62平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

19番、庄内町二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-2)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため

第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

20番、上原三丁目、畑3筆、譲受人は、(4-3)さん。

内容は、貸し露天資材置場、一体利用地として、雑種地 2, 218. 00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

9ページをご覧ください。

21番、松原町、畑3筆、譲受人は、(4-4)さん。

内容は、教会 626. 74平方メートル、一体利用地として、雑種地 465. 00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

22番、高津町、畑1筆、譲受人は、(4-5)さん。

内容は、自己住宅 64. 33平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

23番、沢津町三丁目、田1筆、譲受人は、(4-6)さん。

内容は、建売住宅(8戸) 440. 48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

24番、星原町、田1筆、譲受人は、(4-7)さん。

内容は、貸し露天車置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

25番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(4-8)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

以上、18番から25番の事案の一般基準につきまして、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

します。

藤田会長

ありがとうございました。以上、18番から25番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

11ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時から総会を再開いたします。

(暫時休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「収入保険制度等について」を議題といたします。本日は愛媛県農業共済組合西条支所より担当職員をお招きしております。ご紹介いたします。

農業共済組合 伊東恵一さん、仙波大輔さんです。

それでは、説明をよろしくをお願いします。

農業共済組合

伊東主幹

農業共済の伊東と申します。このような場を設けていただきまして、ありがとうございます。収入保険の説明をさせていただきますが、不慣れでお聞き苦しいところもありますが、よろしく願いいたします。新しく導入される収入保険では、保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます。積立をいれると9割

保障になります。掛金率は、現時点の資産になります。損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料が下がります。車の保険と同じで、共済金をもらった翌年の保険料があがるということです。これまでの農業共済では、品目が限定されており、価格低下による収入減は対象外でした。この収入保険では、米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ等、農産物ならどんな品目でも対象になります。ただし、マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚及び鶏卵は対象外となっております。このマルキンといいますのは、粗収益が生産コストを下回った時に、生産者と機構の積立金からその価格の8割を補填して支払うという制度です。次のページをお開きください。このページでは、チャレンジする農業者を支援する保険ということで、現場の声からの質問にお答えする形式になっております。ナラシ対策は、JAの取引価格を使っているので、JA以外の取引で価格低下したときはどうすればいいのか、という問いですが、農業者ごとの収入減少を補填しますので、取引先がどこでも構いません。次に、契約取引用に保管していた米が、災害で倉庫が浸水し、売り物にならなくなった時は、という問いですが、一昨年、鬼怒川の方でもこのような事故がありましたね。収穫後の保管中の事故による収入減少も対象になります。ルッコラやズッキーニは野菜価格安定制度の対象となっていない農産物の価格が低下した場合でも、すべての農産物が対象となっておりますので価格低下も補填します。ほかにも、ブルーベリーやアボカド等の果樹共済の対象となっていない果樹につきましても、収入保険では対象となります。けがや病気で収穫できないときの収入減少も対象となっておりますが、営農継続の努力を行ったかなど、個別に事情を確認して判断させていただきます。収入減少が発生した場合には、各種提出書類や証明書が必要となる場合がございます。新しい販売先が倒産した場合の補償についてですが、新しい売り先が見つからず、収入が減少した場合も補償の対象となっております。

続きまして、収入保険の概要ですが、この収入保険は、平成31年1月からスタートします。品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。具体的な仕組みといたしまして、青色申告を行っている農業者さんが対象です。白色申告ではだめです。5年以上の青色申告の実績がある方が基本ですが、簡易な方法を含む青色申告の実績が1年の実績があれば加入はしていただけます。その場合の補償限度額については、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていくという形になります。農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。販売収入とは、経費を差し引く前の収入で、所得ではありません。雑収入は基本的に含まれませんが、一部の補助金は含まれます。一部の補助金とは、畑作物の直接支払交付金等です。先ほどもいいましたが、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外となっております。農業者は、保険料・積立金・事務費を支払って加入します。こちらは任意加入です。保険料は掛捨てで、保険料率は現時点の試算では、補償限度8割で50%の国庫補助後で1%です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受け取りが少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。積立金は自分のお金ですので、補填に使われない限りは翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。掛捨ての保険方式に掛捨てとされない積立方式も組み合わせるかどうかは選択することができます。事務費につきましては、現時点では未定となっております。保険期間の収入が基準収入の9割を下回った時に、下回った額の9割を上限として補填します。こちらは、5割から9割の間で選択できます。基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。補償限度額及び支払い率は複数の割合の中から選択できます。加入・支払い等のスケジュール予定ですが、平成30年の10月から11月に申請をしていただき、12月末までに保険料を納めていただきます。平

成31年1月から12月は収入保険制度の収入算定期間になります。保険の請求事由があった場合には、平成32年の確定申告後の3月から6月に保険金等の請求・支払いが行われます。この収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度はどちらかを選択して加入することになります。両方加入することはできません。今回、説明させていただいた収入保険制度と、類似制度の掛金や補填金を比較できるシュミレーションをNOSA I えひめホームページに掲載ダウンロードできますので、よろしければ体験ください。以上、簡単ではございますが、ご説明を終わります。ありがとうございました。

藤田会長

ただいま農業共済組合から説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。合田委員、どうぞ。

合田委員

収入金額をどうするかというのが、非常に難しい問題だと思うのですが、作物の比率が変わってくるともちろん収入も変わってきますよね。どのような係数をもって、基準収入を計算していくのですか。面積の増減等、経営の内容が変わった時の基準収入の算出方法はもう決まっているのでしょうか。

伊東主幹

なかなかそれが難しいのですが、経営規模の増減等の場合には、個々の聞き取りに応じて手を加えていくようになっておりますが、具体的な物差しは現時点では決まっておりません。基礎となる部分ではあるのですが、農家さんの方から言っていたかかないとわからない部分になっていきますので、現時点ではまだ決まっておりません。

藤田会長

曾我部委員

曾我部委員、どうぞ。

青色申告されている方が、新居浜で何人いるか把握されていますか。

伊東主幹

国の方からも、青色申告をしている方を中心に加入推進をと言われていますが、去年、アンケートを実施して調べてみましたが、把握しきれいていません。

曾我部委員

おそらく、一桁ではないかと思います。確定申告をJAの

方で有料ですが、手助けをしております。その時に青色申告の方に変えていただいておりますが、新居浜で専業農家をしている方で青色申告をしている方は非常に少ないと思います。ですので、その方に個別に当たるほうが早いのではないかと思います。農業委員の方にも相談があったり、自分の地区の専業で農家をしている50代、60代の方に推進してもらうほうがいいかもしれませんね。

伊東主幹
藤田会長

ありがとうございます。またいろいろ教えてください。

ありがとうございました。このような収入保険制度のことも、勉強をしておき、地区の農業者にお知らせするのも我々委員の仕事の一つではないかと思います。地区の中に、この制度を利用したい、してみたいという方がいたときには、ぜひお知らせをしてあげていただきたいと思います。本日は、愛媛県農業共済組合伊東さん、仙波さんにはお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。

以上をもちまして、第8回新居浜市農業委員会 総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員